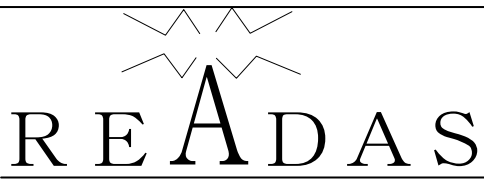


第 5379 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 12月 29日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 生産性向上設備投資促進税制の対象設備の証明書

Q：生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備である旨の証明書を発行してもらうのに手数料がかかりましたが、これはどのように取り扱ったらいいですか？

A：設備の取得価額に含める必要はありませんので、その事業年度の損金の額に算入します。また、法人税額の特別控除の適用対象にもなりません。

【解説】

生産性向上設備等とは、商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、事業の生産性の向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるもの（「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するもの）をいいます。

また、「先端設備」とは、①最新モデル要件、②生産性向上要件のいずれも満たす指定設備をいい、各工業会等から指定設備である証明書の発行を受けることができることとなっています。

各工業会等が発行する証明書は、本税制の適用を受けられる指定設備であることの参考資料ですから、その発行手数料は、資産の取得価額に含まれず、支出した事業年度の損金の額に算入されることとなります。

したがって、法人税額の特別控除の適用対象にもなりません。

